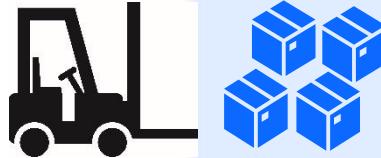




- 原則として、外国貨物は**保税地域以外に置くことはできません。**
- ただし、保税地域に置くことが**困難または著しく不適当な貨物**について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外に蔵置することができます（**他所蔵置**）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改裝、仕分け等をすることができます。

【事例 1】



貨物の確認



搬入登録（記帳）



① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保税地域外の場所に仮置きました。

② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保税地域を表す線が消えかかっていたため保税地域外であると気づかなかった。

③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保税地域内にあるものとして記帳しました。

【事例 2】



改裝



どこかがおかしいぞ？
どこが不適切か、またその原因と対策を考えてみよう！

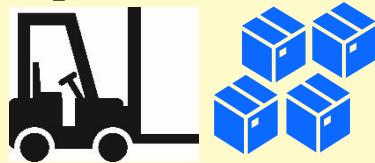
① 作業員Cは、貨物の汚れがひどかったため、他所蔵置の許可を取り、保税地域外に蔵置しました。

② 税関に届け出ることなく、汚れていた外装カートンを交換し、貨物を1つにまとめた。

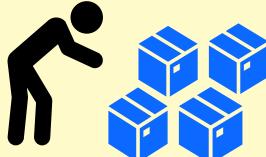




【事例 1】



貨物の確認



搬入登録（記帳）

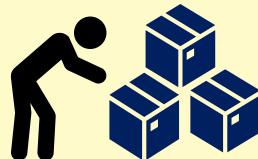


非違に繋がった原因の一例：

- ・作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置きしたが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・施設管理者（被許可者）は保税エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、**その貨物ごとに税関から他所蔵置の許可**を得る必要があります。
その許可是、外国貨物の性質・状態や置こうとする場所・事由などから判断しますので、他所蔵置が必要な場合は**税関にご相談ください。**

【事例 2】



非違に繋がった原因の一例：

他所蔵置場所における貨物取扱いの手続きは、保税地域のものと異なることを認識していなかった

※ 他所蔵置場所において、内容点検、改装仕分け、その他手入れを行うときは**あらかじめ税関に届け出なければなりません**。なお、法第40条第2項に掲げる「見本の展示」及び「簡単な加工」等を行うことはできません。

このような対策が考えられます

- ・定期的な保税エリアの巡回
 - ・保税エリアとその他を区切るラインや柵の確認
 - ・保税エリアの範囲を示した地図を掲示する
- これらも有効だね♪

税関は、セキュリティや周辺環境も審査した上で、適切な他所蔵置場所かどうか確認しているよ！



【関係法令等】

- ・関税法 第30条（外国貨物を置く場所の制限）、第36条（保税地域についての規定の準用等）
- ・関税法 第40条（貨物の取扱い）
- ・関税法施行令 第30条2項（保税地域についての規定の準用等）
- ・関税法基本通達30-2（他所蔵置が認められる貨物）
- ・処分点数：<事例 1>関税法基本通達48-1 別表1.1.①（無許可他所蔵置） 3点、 <事例 2>処分点数：別表 1.2.⑪（無届行為） 2点